

別表 1 (実施要領第 2 関係)

小事業名 (細事業名)	事業実施主体	補助率	対象作物	補助対象	採択要件
1 生産振興事業 (1) 整備事業	市町村 地域農業再生協議会 農業法人 営農集団 認定農業者 等	(1) 定額 (2) 1/2 以内	おたねにん じん エゴマ 山菜(栽培)	地域特産作物の新規作付及び規模拡大等に必要以下の経費を補助対象とする。 (1) 初期生産資材の導入 (種苗、肥料、農薬、パイプ、被覆資材、日よけ資材、コンテナ、購入培土 等) (2) 施設及び付帯設備、設備、機械等の導入 (パイプハウス、畦上げ機、移植機、コンバイン、搾油機、選別機 等)	次に掲げる要件を満たすものであること。 1 受益農家 3 戸以上とする。 2 事業の対象となる受益面積がおむね次の規模以上であること。 ア おたねにんじん 1a 以上 イ エゴマ 50a 以上 ウ 山菜(栽培) 5a 以上

小事業名 (細事業名)	事業実施主体	補助率	対象作物	補助対象	採択要件
(2)種子確保事業 ア 採種促進支援	採種を行う営農集団、 認定農業者 等	定額 (1aあたり60 千円)	おたねにん じん	おたねにんじんの県育成 品種及び在来品種の供給用 種子を採種するほ場に対 し、根の減収見合い分と種 子販売額の差額等を補助す る。 なお、自家栽培用の種子 で、他へ供給する目的でな い採種ほ場は補助対象とし ない。	次に掲げる要件を満たすものである こと。 1 採種するほ場が明確であり、事業 実施年度に確実に採種できること が見込まれる計画であること。 2 事前に1の要件を満たすことが確 認できると認められる場合は、当 該採種ほ場を管理し、採種する農 家1戸の取組を補助対象とするこ とができる。
2 需要拡大・地 域連携事業 (1)産地競争力強 化事業	市町村、 市町村協議会 等	定額	おたねにん じん エゴマ 山菜(栽培)	地域特産物の販路確保に 向けた取組に要する経費 (別表4)を補助対象とす る。 (1)販売PR活動等に要す る経費 (2)商談会等への参加及び開 催に要する経費 (3)加工品開発及び加工品 販売等に要する経費 等	次に掲げる要件を満たすものである こと。 1 受益農家3戸以上であること。 2 受益農家の販売額が増加する計画 であること。 3 受益農家の対象品目の作付面積の 合計が10a以上あること。

別表 2 (実施要領第 2 関係)

1 補助対象の留意事項について

(1) 以下に該当するものは、補助の対象としない。

- ア 目的外使用の恐れのあるもの及び事業効果の少ないもの。
- イ 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの。

(2) 初期生産資材における留意事項

- ア 補助対象とする初期生産資材は、新規購入を原則とする。
- イ 補助対象とする初期生産資材は、福島県野菜指導指針及び福島県畑作指導指針、その他研究機関の成果及び県が作成した栽培マニュアル等に基づき、受益面積を踏まえ適正であり必要最小限のものとする。

(3) 機械・機器における留意事項

- ア 以下に該当するものは、補助の対象としない。
 - (ア) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの (例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
 - (イ) 国庫事業等で採択できるもの。
 - (ウ) 過去に他の県事業で補助を受けたものと同一であり、その更新と認められるもの。
 - (エ) 少額 (10 万円未満) で整備可能な機械・機器。
ただし、導入する機械・機器等が、共同で利用するもの及び受益面積が大きいもので、所長が特に必要と認める場合、所長は部長と協議し承認を受けること。
- イ 補助対象に記載のない共同利用機械・機器等で、所長が特に必要と認める場合、所長は部長と協議し承認を受けること。
- ウ 補助対象とする機械・機器は、新規購入を原則とする。
ただし、新品が入手できないもの、購入後に一定期間の保証が付与できるもの、及び中古導入の方が効率的である等の理由がある場合、所長は部長と協議し承認を受けること。
- エ 補助対象とする機械等の導入にあたっては、面積要件に関わらず規模決定根拠に基づき適正な能力規模を満たすこととし、利用目的を明記した機械利用規程を備えること。

2 事業実施主体に係る留意事項について

(1) 生産振興事業のうちの整備事業の事業実施主体について

ア 農業法人については、農業従事者が3戸以上ある場合は1法人でも事業実施主体となることができる。

イ 初期生産資材、施設及び付帯設備を導入する場合であって、同一地域内で当該事業への申請者がいない場合など、受益農家戸数の要件を満たすことが困難な場合は、おたねにんじん及び山菜(栽培)については農家3戸未満の取組を可とする。

(2) 需要拡大・地域連携事業のうちの産地競争力強化事業の事業実施主体について

ア 市町村、市町村協議会以外の、市町村等と連携した任意の協議会等も事業実施主体となることができる。